

団体名	一般社団法人 日本化学工業協会
-----	-----------------

【質問1】 オルトートルイジンを製造又は取扱う業務に係る健康障害防止措置の導入について、貴会及び会員企業さまの業務に関連がありますか。該当する項目に「○」を付けてください。

○	関連あり	→ 質問2以降の項目についてご回答ください。
	関連なし	→ 理由をお教えてください。(例: 取り扱う業務がない など) ※「関連なし」の場合は、ここまでで質問は終了です。

理由:

※質問2以降のご回答内容については、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(公開)の資料の作成に当たり、参考又は文章を引用させていただきますことをご了承願います。

【質問2】 貴会の概要についてお教えてください。

会員企業数	企業会員 179社	団体会員 78団体
オルトートルイジンを使用しているおおよその会員企業数	3社	
貴会の活動内容 (例: 主に○○業の事業者からなる団体。○○業の振興、技術開発、○○等に取り組む。)	化学工業に関する生産、流通、消費などの調査・研究ならびに化学工業に関する技術、労働、環境・安全、などに係る諸問題の調査・研究ならびに対策の企画およびその推進などを行うことにより、化学工業の健全な発展を図り、もってわが国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与する。	

【質問3】 業界団体としての取組み

業界団体として、オルトートルイジンを製造又は取扱う業務に際し、健康障害防止のための取組をされていまして、その概要をお教えてください。
(例: 安全衛生指導、ばく露防止の作業手順(ガイドライン)の作成、技術指針、モデルSDSの作成、など)

本物質を製造又は取扱う業務に関し、特段具体的な活動は実施していないが、化学物質を取扱う上での自主管理活動(リスクアセスメント手法等の公開、リスク評価支援ポータルサイトの公開等)の展開を図っている。なお、本問題発生に係る情報については、注意喚起等周知徹底を図っている。

【質問4】 事業者の自主的な取組み

オルトトルイジンを製造又は取扱う業務を行っている会員企業における、当該ばく露作業に対する措置の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください) (身体との接触のおそれがある場合は、 その旨が分かるように記載してください。)		サンプリング (オルトトルイジンを 約1.5%含む物質)	ドラム詰め (オルトトルイジンを 約1.5%含む物質)	ドラム缶からタ ンクへの移送	タンクから製 造プロセスへ の移送
作業状況					
作業場の屋外屋内の 別	屋内		○		
	屋外	○		○	○
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) (措置企業数/回答企業数)					
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)			○	×タンク表示なし
	文書の交付(SDSの交付)			○	○
	掲示(労働者に有害性を掲示)			○	○
労働衛生教育	労働衛生教育	○	○	○	○
発散抑制措置 (いずれか)	製造工程の密閉化	○	○	×	○
	局所排気装置の整備	○	○	×	—
	プッシュプル型換気装置の整備	×	×	×	—
	全体換気装置の整備	×	○	×	—
作業環境の改善	上記以外の発散抑制措置	×	×	○	—
	休憩室の設置	○	○	○	○
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)	○	○	○	○
漏洩防止措置	設備の改修等作業時の措置	○	○	○	○
	化学設備に関する漏えい防止措置			○	○
作業管理	不浸透性の床の整備			○	○
	作業主任者の選任(特化物)	×	×	○	○
	作業記録の保存	×	×	○	○
	立入禁止措置	○	○	○	○
	飲食等の禁止	○	○	○	○
	適切な容器等の使用と保管	○	○	○	○
	用後処理(除じん、排ガス、排液、残さい物等)	○	○	○	○
	ぼろ等の処理	○	○	○	○
	呼吸用保護具(防毒マスク)の使用	○	○	○	○
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用	×	×	×	—
	不浸透性の保護手袋の使用	○	○	○	○
	不浸透性の保護衣、保護長靴の使用	○	○	×	—
作業環境の測定	保護眼鏡の使用	○	○	○	○
	実施と記録の保存	×	×	×	×
健康診断	結果の評価と保存	×	×	×	×
	特殊健康診断に準じた健診の実施(独自) (平成27年12月の厚生労働省の緊急要請よりも 前から膀胱がんの検査等を実施している場合に 記載)	×	×	○	○
	特定業務従事者の健康診断に準じた健診の実 施(6か月に1度)	×	×	○	○

↑ 空欄はその他自主的な取り組みがある場合にご記入ください。

保護手袋、保護衣、保護長靴を使用している場合は、その材質等を記載してください。

<p>(事例1.) ・保護手袋:ベルテ302、材質:天然ゴム(サンプリング、ドラム詰め) ・前掛け材質:天然ゴム(ドラム詰め) ・保護安全長靴材質:天然ゴム(ドラム詰め)</p> <p>(事例2.) ・保護手袋:二重で着用⇒内側:サクラメント手袋(PE製) 外側:ゴム手袋(ニトリルゴム製) ⇒(補足:専用治具によるドラム缶からの移送作業が主で、素手はもちろんのこと、手袋着用状態でもトルイジンに直接接触することはない。過去に内側まで浸み込んだ実績はない。内側にサクラメントを着用しているのは、汗等でゴム手袋が臭くなるのでその防止も兼ねて着用。)</p>
--

【質問5】 健康障害防止措置の導入に当たって考慮が必要な事項

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、業界団体又は会員企業の立場から考慮の必要がある事項とその概要について御提案ください。

考慮を要する事項	内 容
検査項目の整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、厚労省からは、尿沈渣検鏡の検査において、異常の有無に関わらず、パパニコラ法による細胞診が要求されている。産業医の見解は、通常尿沈渣検鏡としてまず実施するステルンハイマー法によって異常所見の有無は判断可能であるとのこと。従って、検査の方法を、ステルンハイマー法で異常がある場合は、パパニコラ法による細胞診の検査を実施するよう検討して頂きたい。
取扱いの性状による適切な措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う性状によって、暴露は著しく異なる。例えば、液と粉体では、大きく異なる。その暴露の差分について適切に対応が出来るよう配慮をお願いしたい。

【質問6】 技術的課題及び措置導入の可能性

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、通常のはく露防止措置(発散源の密閉化、局所排気装置、プッシュプル換気装置、全体換気装置、呼吸用保護具等)を行う上で、技術的に課題があると考えられる事項があれば、措置とそれに対する技術的課題及び実現可能性について御指摘ください。

措 置	技術的課題	措置導入の可能性
はく露防止	<p>製造工程に異物除去対策として設置されている、ストレーナ、カートリッジフィルターの清掃、取替作業等については解放部の局所排気設置は問題ないが、ストレーナの網やカートリッジフィルターを取り出す(持ち上げる)場合の対策が困難である。</p>	<p>現状は局所排気装置+防毒マスク着装orエアラインマスクとしている。</p> <p>①2系列化して解放せず自動洗浄を行なえばベストだが、洗浄溶解できない物質が多くある。</p> <p>②ストレーナやカートリッジフィルター等の設置場所は数多くあり、全体換気装置を設置することは現実性がない。</p>

【質問7】 特殊な作業(少量取扱い等リスクが低いと考えられる作業)の概要と意見

リスクが低いと考えられる特殊な作業がある場合には、対象物質を取り扱っている当該作業に関する措置の状況を、作業概要と作業時間、作業頻度、一回当たりの取扱量、屋外屋内の別、局所排気装置(種類含む)、保護具(呼吸用及び保護衣等)、作業主任者の選任、作業環境測定の有無、健康診断の実施の有無等、及びご意見をお知らせください。

作業名	作業概要及び事業者によるリスクの見積もり、措置の状況
研究、分析	特化物、有機溶剤、がん原性、変異原生物質の製造現場での少量取扱いは無いが、研究・分析業務においては、屋内で数cc・mg単位での取扱いが多々あると思われる。 現状は常時の作業頻度に該当する作業であれば、少量の取扱いであっても、リスクアセスメントを実施し、ドラフト内での作業実施、作業環境測定、健康診断を行なっている

【質問8】 産業活動への影響や公正競争の観点からの意見

特別規則(特定化学物質障害予防規則など)による措置の検討に際し、産業活動や同業他社との公正競争の観点からの意見があればご提出ください。

【質問9】 措置の方針についての意見

措置の対象はオルトトルイジンを製造又は取扱う業務とする見込みですが、これに関し意見があればお寄せ下さい。

オルトトルイジンその物を製造又は取扱う業務ではないが、他の製品を製造する過程で副生するものも対象とするのか。⇒閾値を明確にしていきたい。

【質問10】 その他の意見

上記以外に特段の御意見があればお寄せ下さい(8月8日(月)開催予定の「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」にて御発言を希望される場合は、その旨記載願います。)

ご協力ありがとうございました。